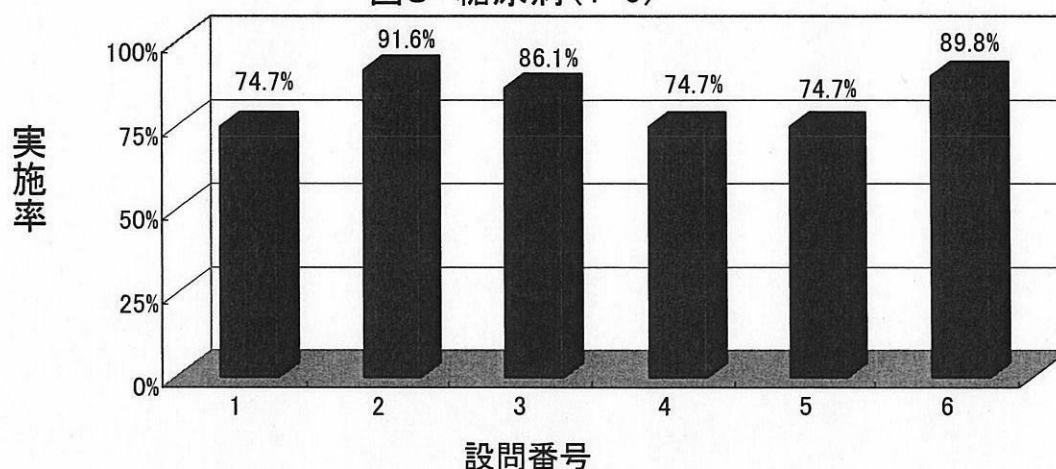


#### IV-2 糖尿病薬物療法

糖尿病については、薬剤管理指導業務の普及により、図-8 に示すように、薬の正しい使い方の集団指導又は個別指導（設問 1, 2）、服薬指導（設問 3）、インシュリン自己注射の正しい使い方の説明（設問 4）、副作用のモニターや服薬状況等についての情報提供（設問 5, 6）については 80%の施設で実施されていた。これは、慢性期疾患で薬物療法が主体となる糖尿病療法に薬剤師が積極的に貢献していることが示されている。

図8 糖尿病(1-6)



- 設問 1 薬の正しい使い方などを糖尿病教室で患者に集団指導している  
設問 2 薬の正しい使い方等を患者に個別指導している  
設問 3 コンプライアンスの向上をはかるために継続的に薬の重要性等を患者に説明し、指導内容を医師に情報提供している。  
設問 4 インスリン自己注射の正しい使い方を患者に指導している  
設問 5 副作用の初期症状、臨床検査値等をモニターし、適切な情報を医師に報告している  
設問 6 患者への服薬指導等の状況について、医師、看護師等に情報提供している。

#### IV-3 精神神経科薬物療法

医師、患者への適切な情報提供について実施している施設は、図-9 に示すように、30～45%であった。このことは、精神神経科系の薬剤については、薬事法や麻薬・向精神薬取締法による管理業務が主に実施されている。